

沖縄県立中部病院
病院情報システム

プロポーザル実施要領

令和5年4月11日

沖縄県立中部病院

1 プロポーザル実施要領の位置づけ

本プロポーザル実施要領は、沖縄県立中部病院（以下、当院という。）が実施する「沖縄県立中部病院病院情報システム」（以下、本調達という。）について、公募型プロポーザル方式により決定するために交付するものである。

プロポーザル実施要領は、以下により構成される。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) プロポーザル実施要領添付資料
 - ア 別添資料 1 仕様書
 - イ 別添資料 2 提案書類作成要領及び様式集

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 調達物品名 沖縄県中部病院 病院情報システム
- (2) 内容 別添資料 1 仕様書のとおり
- (3) 履行期間契約 締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 稼働予定日 令和 6 年 2 月 1 日
- (5) 納入場所 沖縄県立中部病院
- (6) 問い合わせ先 〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里 281
沖縄県立中部病院 設備・調達課
電話番号 098-973-4111
Email xx031112@pref.okinawa.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) プロポーザル参加資格確認申請書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に支配する又はこれに準じるものとして排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 病床数 400 床以上の病院において電子カルテシステムを導入し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。
- (6) プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、病床数 400 床以上の病院に電子カルテシステムを導入した実績が 2 件以上あること。

4 プロポーザル日程

| 日程 | 実施事項 |
|--|----------------------|
| 令和 5 年 4 月 11 日 (火) | 公告 |
| 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時から | プロポーザル実施要領等の交付 |
| 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時から 令和 5 年 5 月 2 日 (火) 午後 5 時まで | プロポーザル実施要領等に関する質問の受付 |
| 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時から 令和 5 年 4 月 26 日 (水) 午後 5 時まで | プロポーザル参加資格確認申請書の提出 |
| 令和 5 年 4 月 28 日 (金) | プロポーザル参加資格確認結果通知 |
| 令和 5 年 5 月 12 日 (金) | プロポーザル実施要領等に関する質問回答 |
| 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時から 令和 5 年 5 月 22 日 (月) 午後 5 時まで | 提案書類提出の受付 |
| 令和 5 年 5 月 26 日 (金) | 対面審査 |
| 令和 5 年 5 月 26 日 (金) | 優先交渉権者決定 |
| 令和 5 年 6 月 2 日 (金) | 契約締結予定 |

5 プロポーザル手続き

(1) プロポーザル実施要領等の交付

令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時以降、当院ホームページよりダウンロードすること。

(2) プロポーザル実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時から令和 5 年 5 月 2 日 (金) 午後 5 時まで

イ 受付方法 質問者(商号又は名称)及び連絡窓口(担当部門、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)並びにプロポーザル実施要領等に関する質問内容を質疑応答表(様式 1)の Excel ファイルに簡潔にまとめて記入の上、2(6)の Email へ電子メールにファイル添付し、期限必着にて送信すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

ウ 回答期限 令和 5 年 5 月 12 日 (金)

エ 回答方法 質問に対する回答は、質問者が質疑応答表(様式 1)に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。質疑内容はすべての質問者に通知する。

(3) プロポーザル参加資格確認申請書

ア 受付期間 令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午前 9 時から令和 5 年 4 月 26 日 (水) 午後 5 時まで

イ 提出場所 2(6)の場所

ウ 提出部数 提出書類作成要領及び様式集(別添資料 2)の 2 に定めるところによる

エ 提出方法 持参または郵送

ただし、郵送の場合は、書留郵便とし、令和 5 年 4 月 26 日（水）
午後 5 時までに必着とする。

(4) プロポーザル参加資格確認結果通知

- ア 通知期限 令和 5 年 4 月 28 日（金）
- イ 通知方法 審査結果を書面にて通知する。

(5) 提案書類提出

- ア 受付期間 令和 5 年 4 月 11 日（火）午前 9 時から令和 5 年 5 月 22 日（月）午後 5 時まで
- イ 提出場所 2(6)の場所
- ウ 提出部数 提出書類作成要領及び様式集（別添資料 2）の 2 に定めるところによる
- エ 提出方法 持参または郵送
ただし、郵送の場合は、書留郵便とし、令和 5 年 5 月 22 日（月）
午後 5 時までに必着とする。

(6) 対面審査

- ア 審査日時 令和 5 年 5 月 26 日（金）（詳細な時間は令和 5 年 5 月 23 日以降に通知する。）
審査の順番は提案書の提出が早かった者から順に希望する順番で行うことができるものとする。なお、提出が同時の場合は、提出時にくじ引きにて希望を出す順番を決定する。
- イ 審査場所 沖縄県立中部病院
- ウ 審査内容 1 社当たり 40 分とし、提案書の概要説明 20 分及び質疑応答 20 分を実施する。なお、審査時に使用する資料は事前に提出した提案書および補足添付資料に限る。当日の追加資料の提出は認めない。
- エ 出席者数 1 社当たり 5 人以内（プロジェクトリーダーは必ず出席し、記述式回答方式の概要説明を行うこと。）

6 その他

(1) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 本プロポーザルに関し、沖縄県立中部病院次期病院情報システム事業者選定委員会の委員に接触を求めた場合
- イ 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- ウ 参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合、無効となり、参加資格を失うことがある。

- ア 提出方法、提出期限、提出場所が遵守されていないもの

- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ア 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- イ 提案書類の提出は、1社につき1案とする。
- ウ 提案書類を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合、それに応じる義務を有するものとする。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 提出された書類に虚偽の記載をした場合、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- カ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。公表を求めない場合には、その旨を記載すること。記載の無い場合は公表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。
- ク 参加者名を公表することがある。
- ケ 公表している資料を除き、当院より受領した資料は、事務局の了解なく公表・使用することはできない。
- コ 提出期限以降における提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。
- サ 提出された書類に記載したプロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、本調達における進捗状況、各種提案を直接行う者で、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- シ 預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- ス 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- セ 本調達に係る予算については、調達額の全部又は一部を企業債の発行により充当するため、総務省同意が得られなかった場合、本契約を解除する場合がある。この場合の契約解除に係る損害賠償額は、別途協議するものとする。